

未使用公共施設の適正管理に関するガイドライン

平成26年2月26日

総務課管財担当

1. ガイドライン策定の目的

先般、東日本大震災の発生により閉鎖した自然休養村において盗難事件が発生したことを受け、将来的な跡地利活用方針や建物解体工事等が定まらない廃校となった小中学校や閉鎖施設等のいわゆる「未使用公共施設（以下「遊休施設」という。）」に関し、適切な管理対応が実施されるよう本ガイドラインを策定する。

2. 所管施設が遊休施設となった場合の事務の取扱い

各課において所管する施設が遊休施設となったときは、当該施設の所管課において速やかに行政財産の用途廃止の手続きをとり、総務課に引き継ぎ、総務課において普通財産としてその管理を行うものとする。ただし、引き続き当該施設の所管課において管理させることが適当であるときその他特別な事情があるときは、当該施設の所管課その他総務課長の指定する課においてその管理を行うものとする。

3. 財産管理責任者等の設置及びその責務について

遊休施設の適正な管理を行うため、総務課に「財産管理責任者」とその責務を補佐する目的の担当主任者である「財産管理担当主任者」を設置する。

「財産管理責任者」には、総務課長を充て、「財産管理担当主任者」には、総務課管財担当総括にあたる職員を充てることとする。

両者は、相互に連携し、遊休施設の適正な管理に努め、その責務を果たすものとする。

4. 遊休施設の維持管理について

「財産管理責任者」及び「財産管理担当主任者」は、遊休施設の建物、付属設備及び物品等の現状を把握するとともに、次に掲げる事項を踏まえ、当該施設の維持管理に努めることとする。

① 施設が現存する限り、建物保険等への保険加入を維持することとする。

（施設に火災や損害等の事故が発生した場合は、必要に応じ警察及び消防機関等への協力を仰ぎながら、早期解決に向け適切に対応する。）

② 通電中の遊休施設については、機械警備による管理を行うこととする。また、通電中であるが機械警備設備を有しない施設及び通電停止中の施設の管理については、自治会や自警団など地域の自治組織（以下「地元団体」という。）の協力を仰ぎながら、人的警備による管理を行うこととする。

③ 施設環境を良好に維持するとともに、危険防止対策を実施することとする。

（地元団体やシルバー人材センターへの委託による草木管理及び衛生駆除を実施する。また、バリケード等を設置し、無断進入がないよう対策を実施する。）

④ 市物品管理規則に基づき、未利用物品の整理及び売払い処分等を適切に行うこととする。

（他の施設への配置異動や不用物品の廃棄処分等を適切に行い、必要に応じて公売を行い、適宜処分をする。）

⑤ その他、市公有財産管理規則に基づき、適切に対応することとする。